

六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る
都市計画法第57条第1項の規定に基づく
土地の有償譲渡の制限についてのお知らせ

六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地は、都市計画法第57条第1項の規定に基づき土地の有償譲渡について届出をすべき土地として令和6年6月28日に公告されました。

この区域内では次のような制限がありますのでご注意ください。

1 公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に土地を有償譲渡しようとする場合は、

- (1) 当該土地の所在、地番、地目及び地積
- (2) 予定対価の額
- (3) 譲渡しようとする相手方の氏名及び住所

などを書面で港区長に届け出る必要があります。

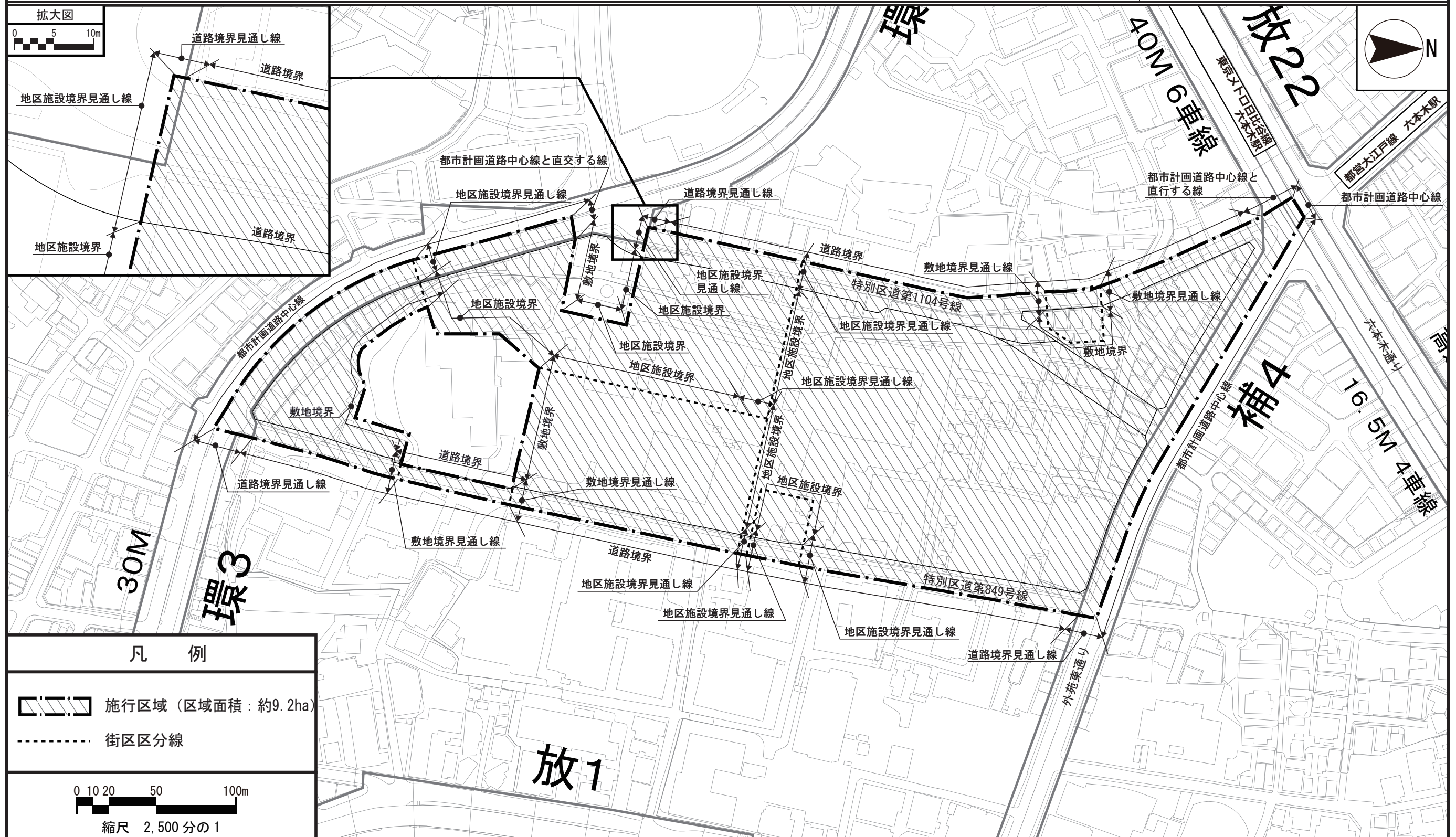
なお、土地と併せて建物や工作物を有償で譲渡しようとする場合は届出の対象になりません。

2 この届出があった後、30日以内に港区長が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、港区長と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなします。

3 この届出をした者は、届出があった後30日間(30日以内に港区長が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)は、当該土地を譲り渡すことはできません。

問い合わせ先 港区街づくり支援部再開発担当
電話 (03) 3578-2111(代) 内線2248

東京都市計画第一種市街地再開発事業 六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 (施行区域図)



この地図は、東京都縮尺 2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
(承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日